

山梨県公報

第四百四十三号

令和六年

一月二十五日

木曜日

目次

告示

- 山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………一七
- 道路の区域変更(二件)……………一七
- 道路の供用開始……………一八

公告

- 令和五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………一八
- 換地処分の実施……………一八

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一九
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………二〇
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………二〇

告示

山梨県告示第十二号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割及び種別割(条例第百十九条第二項及び第四項に規定する方法により徴収するものに限る。)並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

富山県
石川県

指定地域

山梨県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市国母八丁目五〇二番一地从先から 中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六八二番地先 まで	六・七 九・六	六・九 七・〇	三二五・五 三二五・五

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字坂本一二九七七番一地先から 上野原市桐原字坂本一二九七七番一地先まで	一〇・九	八・七	一四二・四	一四二・四
	一四・一	一二・七		

山梨県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦覧に供する。
令和六年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山東割字吉原一 五二八番一地先から 北杜市高根町村山東割字吉原一 五三〇番一地先まで	五六・四	令和六年一月二十五日

公 告

令和五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により令和五年度

林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開催日時 令和六年二月二十一日（水）午前九時三十分から午後五時まで
- 講習場所 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺二千二百九十番一号 山梨県森林総合研究所会議室2
- 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者
- 受講手続
 - 提出書類 受講申込書
 - 受講手数料 一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。なお、手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。）
 - 受講申込書の配布期間及び配布場所 この告示の日から令和六年二月十四日（水）までの山梨県の休日を除く（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、山梨県林政部森林整備課及び各林務環境事務所森づくり推進課において配布する。
 - 受講申込書の受付期間、提出先及び提出方法 3に掲げる期間において、住所地を管轄する林務環境事務所森づくり推進課に持参すること。
- 講習内容
 - 種苗に関する法令 二時間
 - 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
 - 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- その他
 - 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 - 受講手続等に関し不明の点は、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四六）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（茅ヶ岳西麓地区第二工区）の換地処分を令和六年一月九日実施した。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県富士吉田市第一支部	渡辺 大喜	山田 大	富士吉田市新倉二七一七―七	令和五年十二月十二日	令和五年十二月十九日
自由民主党山梨県南巨摩郡第一支部	望月 勝	望月良郎	南巨摩郡南部町福士二六四三―一一	令和五年十二月十三日	令和五年十二月十九日
自由民主党山梨県中巨摩郡第一支部	石原 政信	田中光治	中巨摩郡昭和町西条九二〇―一七	令和五年十二月十五日	令和五年十二月二十二日
自由民主党山梨県笛吹市第二支部	中村 正仁	丹澤 幸博	笛吹市御坂町夏目原五六二	令和六年一月一日	令和六年一月四日
自由民主党山梨県富士吉田市第一支部	渡邊 淳也	近藤 能成	富士吉田市下吉田二―二五―一八	令和六年一月一日	令和六年一月四日
自由民主党山梨県美容政治連盟支部	田川 勲	河西久美	甲府市緑が丘二―一三―三六	令和六年一月一日	令和六年一月十一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	鈴の会		飯富 理		令和六年一月四日	令和六年一月四日
旧			穂坂 知雄		令和六年一月十日	令和六年一月十日
新	友雅会		古屋ちえ美		令和六年一月十日	令和六年一月十日
旧			手島 宏之			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
植田としみを支援する「植田会」	植田 守	植田 翼	甲府市西油川町三五	令和五年五月十日	令和六年一月五日
天野ゆうじ後援会	若野 重和	白輪 地厚	大月市大月町真木二二三六	令和五年三月三十一日	令和六年一月十一日
小泉ふみお後援会	小泉 彩夏	坂本 礼加	大月市大月三〇八一二六	令和五年十二月三十一日	令和六年一月十一日

山梨県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

施設 の 名 称	所 在 地
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院介護医療院	都留市四日市場一八八番地

山梨県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第七十号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

表中「ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院」を「ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院」に改める。